

2024年度 伊賀市立柘植中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

- ① いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることから、いじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認したり、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに生徒が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

(いじめ防止等に関する基本理念・学校としてのいじめ問題についての考え方)

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。」また、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識を本校全教職員が持ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見等のための対策を行う。

(いじめが「解消している」と判断するための要件)

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。その相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校はいじめ解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 名 称：柘植中学校いじめ防止対策委員会

(2) 構成員： いじめ防止等の措置を実効的に機能できるよう、(1)の委員会を設置し、その構成員は、管理職、生徒指導担当、人権教育担当、養護教諭、いじめ問題相談員（必要に応じて）、特別支援教育コーディネーター（必要に応じて）、スクールカウンセラー（必要に応じて）、担任（必要に応じて）、学校運営協議会（必要に応じて）等によるものとする。

(3) 機 能： ①いじめ問題に関わる年間計画を作成する。
②いじめ防止に関する取組の検証を行う。
③いじめ事案に対する対応の検討を行う。等

(4) 主 催： 委員会の開催は、学校長と連携して、委員長が主催する。

(5) 委員長： 当委員会の委員長は、生徒指導担当者がその任に当たる。委員長は、会の進行及び全体を統括する。

(6) 開催時期： 当委員会は、年3回（各学期に1回）程度、検討会議を開催し、(3)の機能について協議を行う。その他、学校の実態や必要に応じて会議を開催する。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間それぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

一保一小一中からなる本中学校区では、保育園から中学校までメンバーがほとんど変わらずに過ごす。そのため、柘植保育園、柘植小学校と連携して中学校卒業時の子どもたちに「つきたい力」を確認し、人権カリキュラムの作成に取り組んできた。「なかまづくり・学級集団づくり」をベースにしながら、「リテラシー」「エンパワメント」「キャリアデザイン」と呼んでいる三つの側面の充実を図ることを通して、すべての生徒に「社会的自立」の力をつけることを目標にしている。

そうした取組の中で、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

以下に、いじめ防止のための措置について列挙する。

- ① 日頃からいじめについての共通理解を図るため、いじめに対する考え方や未然防止の実施方法、いじめ事案への対応方法等について校内研修を実施する。生徒に対しては、人権教育や道徳・特別活動等を中心に、いじめをしない、させない、許さないなかまづくり・学級集団づくりを推進する。
- ② いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度（エンパワメント）を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校行事や特別活動、総合的な学習の時間等を通じ、生徒同士がコミュニケーションを図る場を積極的に作り、なおかつ達成感をすべての生徒に持たせるような活動方法を検討し、実施していく。
- ③ いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学校教育全般において、生徒の様子を観察し、その様子を踏まえて常に教育活動を改善していく。

○「わかりやすく楽しい」授業づくりを進めるために、「わかる授業」づくりをめざした授業研究や研修会を行い、絶えず研鑽と修養に努め、実践していく。

○生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、活動内容や効果的な方法について検討し、実践していく。

○ストレスに適切に対応できる力を育むために、相談活動やカウンセリングに努める。

○いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、管理職、

生徒指導担当、人権教育担当等が教職員の日常の教育活動について、連携・協力する。また、教職員同士が授業等をお互いに見学し、適切な指導助言を行っていく。教職員の不適切な言動等がないように校内研修会を実施していく。

- ④ 自己有用感や自己肯定感を育むために、授業で一人ひとりが活躍できるような場を作る等、日々の授業での活動を考え、実践していく。さらに特別活動や学校行事での取組でも、自己有用感や自己肯定感を育むねらいを念頭に、日々の教育活動を実践していく。
- ⑤ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の時間や人権教育、さらには生徒会活動を通じて学ぶ機会を作っていく。また、いじめアンケートの実施から、いじめに特化した学びを深め、広めていく取組を実施していく。
- ⑥ 保護者や地域の方々は、日頃から生徒たちへの声かけや見守りをしていただいている。そのため、地域に守られて暮らしているとの実感を持つ生徒が多い。こうした関係づくりがいじめの未然防止にも有効と考える。また、3名の「いじめ問題相談員」とも日常的に情報交換を行いながら、未然防止に努めていく。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携して、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。特にいじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。つまり、教職員には、生徒の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性や、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、そしてよりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められていることを自覚して対応にあたっていく。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを継続していく。

具体的な措置は以下に示す通りである。

① いじめについてのアンケート調査の実施 ○ 生徒対象 年3回(5月、9月、1月)

○ 保護者対象 年1回(12月)

- * 調査当日に何らかの理由により欠席した児童生徒については、後日、調査を実施する。
- * 長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細かな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施する。(アンケートの実施が困難な場合については、個別の聞き取り調査により状況の把握に努めるなど、児童生徒の状況を十分に考慮して実施する。)
- * アンケートの保存期間は、実施年度の末から3年間とする。

② 教育相談の実施

生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- 担任等による定期的な教育相談 年3回(学期に1回)
- スクールカウンセラーの活用
- いじめ問題相談員の活用
- ふれあい教室・いがまち人権センター等、相談窓口の活用

③ 日記(一枚文集)、家庭訪問

④ 教職員の情報共有体制

月2回以上全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導について情報交換、及び共通認識を図る。

⑤ インターネット等を介して行われるいじめの対策

インターネット等を通じて行われるいじめの防止、また、生徒及び保護者が対処できるように、外部講師を招聘する等、情報モラルに係る研修会を実施する。

(3) いじめに対する措置

いじめに遭った生徒のケアが最も重要であることは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象では、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、なかまからの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

① いじめ問題にかかわる児童生徒の安全確保

いじめを発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。また、いじめを知らせてきた生徒の安全も確保する。状況によっては、スクールカウンセラー等を生徒にあてる。

② 教職員の情報共有体制（職員会議、校内研修）、組織対応体制の確立

いじめの発見・通報・相談のあった場合、柘植中学校いじめ防止対策委員会において情報を共有する。その後、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどをして、いじめの有無の確認を行う。さらに、いじめの根本的な解決に向けた方策を構築し、取り組む体制をつくる。

③ 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめの受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、いじめ事案に関する事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④ 関係機関・専門機関と連携

いじめを確認した状況について、校長が伊賀市教育委員会に報告する。いじめ事案の状況により、関係機関・専門機関との連携を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態に対する調査

いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、緊急の「柘植中学校いじめ防止対策委員会」を開くとともに教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。(生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も含む)

また、法に抵触すると考えられる場合は、伊賀警察署に通報し、対応等の相談を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。